

令和8年度
すご味・すごモノ販路開拓共創補助金
— 募集要領 —

令和8年7月
愛のくに えひめ営業本部

1 趣旨

愛媛県では、物価高騰や国際情勢の変化などを背景に消費者ニーズの変容等への対応が求められる中、官民共創拠点「E:NBASE」を活用し、すご味・すごモノ企業を中心に、県内外の企業、自治体等によるコミュニティ形成を促進するとともに、現場課題や新たなアイデアを起点とした新規販路開拓に取り組む共創事業を支援することとし、「令和8年度すご味・すごモノ販路開拓共創補助金」に係る事業提案を募集します。

2 募集する事業

本補助金の対象となる事業は、共創の枠組みに基づき、新規販路開拓、新商品開発その他すご味・すごモノを始めとした県産品の販売拡大に資する事業です。

対象分野は、次のとおりです。

- (1) 商品開発・テストマーケティング
- (2) 展示会・フェア等への出展
- (3) 販売促進活動（販路開拓、ブランディング等）
- (4) 各種認証等の取得（販路拡大のための規格・認証等の取得）
- (5) 課題解決・社会貢献（廃棄物、副産物の利活用等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める分野又は取組

なお、提案内容がすご味・すごモノを中心とした県産品の販売拡大に資するものであれば、対象となります。

3 対象外となる事業

次に掲げる事業は、対象外とします。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 法令又は条例に違反する事業
- (3) 同一の事業計画について、国、愛媛県、市町その他の団体から他の補助金等の交付を受けている事業
- (4) 単独の設備投資を目的とする事業
- (5) 社会実装を伴わない研究開発のみを目的とする事業
- (6) その他本補助金の趣旨に適合しないと認められる事業

4 応募できる者

応募できる者は、補助対象事業を行う連携体とし、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 事業者（法人格の有無を問わず、事業を営むもの全て）、公設試験研究機関、大学その他の研究機関、支援機関、自治体その他知事が適当と認める者のうち、3者以上で構成されること。
- (2) 連携体の中から代表者を1者選定すること。
- (3) 代表者は、愛媛県内に主たる事業所・製造拠点を有し、県産品を製造又は販売する事業者であること。

- (4) 代表者は、事業提案、交付申請、補助事業の運営、実績報告その他補助事業に関する一切の手続を担うこと。
- (5) 代表者を含む連携体の構成員は、補助金の交付決定までに、法人格を有する事業者にあつては、官民共創拠点「E:N B A S E」における共創パートナーとして、法人格を有しない事業者にあつては、同拠点「E:N B A S E」における会員として登録を受けること。
- (6) 連携体の構成員は、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ※この募集要領において「すご味・すごモノ企業」とは、愛のくに えひめ営業本部が作成する「すご味」・「すごモノ」データベースに製品が登録されている企業をいう。また、「県産品」とは、愛媛県内に主たる事業所・製造拠点を有する事業者（法人格の有無を問わず、事業を営むもの全て）により、製造又は販売される食材・食品・工芸品等（機械・ソフトウェアを除く）をいう。
- ※代表者を含む構成員について、応募時点で共創パートナー又は会員の登録が完了していない場合であっても応募は可能ですが、交付決定までに登録を完了していただく必要があります。（登録が完了するまでは交付決定を受けることはできません。）

5 補助率及び補助上限額

- (1) 補助率
補助対象経費の3分の2以内
- (2) 補助上限額
1件当たり300万円
- (3) 補助下限額
1件当たり50万円

6 補助対象経費

基本的な経費区分は、次のとおりです。

- ・ 広報・啓発費（展示会出展費用を含む）
- ・ 委託・外注費
- ・ 専門家経費
- ・ 旅費・交通費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ データ購入・ソフトウェア導入費
- ・ 安全対策費
- ・ 消耗品費（資材費を含む。）
- ・ 備品費
- ・ その他知事が必要と認める経費

汎用性が高く、資産形成を主たる目的とする経費は、原則として補助対象外とします。

7 事業提案から補助金の交付決定までの流れ

本補助金は、次の流れで実施します。

- ① 募集要領により事業提案を公募（補助金交付要綱第5条）
- ② 連携体の代表者が事業提案書その他必要な書類を提出（同第7条）
- ③ 提案書類の形式審査及び要件審査を経たものについて、審査会において提案内容を審査し、採択事業を決定（同第8条）
- ④ 連携体の代表者が、補助金交付要綱に基づき、交付申請書等を提出（同第11条）
- ⑤ 交付申請の内容を審査し、適当と認める場合は補助金を交付決定（同第12条）
- ⑥ 交付決定後、補助事業者が補助事業を実施（同第13条）
- ⑦ 補助事業完了後、実績報告、額の確定及び補助金の交付を実施（同第16条から第18条まで）

※審査会による採択は、補助金の交付決定ではありません。

※補助金の交付は、別途、交付申請及び県の審査を経て決定します。

8 応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 事業提案書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 連携体構成員一覧
- (5) その他知事が必要と認める書類

※応募書類の参考様式は別添のとおりです。

※事業提案書は概要、事業計画書は詳細を記載してください。

※各書類は、必要事項が記載されていれば、様式、用紙の大きさ、ページ数等は任意とします。

※提案内容を補足する資料（図表、パンフレット、写真、参考資料等）は、任意で添付することができます。

※必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

9 応募方法

所定の応募書類は、電子データにより提出してください。

提出方法、提出先その他必要な事項については、「13 問い合わせ先」までお問い合わせください。

10 採択結果の通知

審査結果については、連携体の代表者あてに文書で通知します。

なお、採択は補助金の交付決定を行うものではなく、その後の交付申請の審査結果によっては、補助金の全部又は一部が交付されない場合があります。

11 主な留意事項

- ・補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとします。ただし、必要があると認められる場合は、概算払いを行うことがあります。
- ・補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、事業完了日までに支出及び支払が完了したものに限ります。
- ・補助事業は、令和9年2月28日(日)までに完了してください。
- ・実績報告書は、令和9年3月5日(金)までに提出してください。
- ・市町その他の団体が連携体の構成員として参画し、自らの負担により事業に要する経費を支出することを妨げるものではありません。この場合、当該経費は自己負担として整理し、補助対象経費には含めないものとします。(大学その他の研究機関、支援機関を除く)
- ・補助事業は、交付決定後に開始してください。
- ・補助事業の実施に当たっては、愛媛県補助金等交付規則、補助金交付要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件を遵守してください。
- ・事業内容又は経費の配分を著しく変更しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。
- ・補助事業完了後は、実績報告書を提出してください。(補助金交付要綱 様式第6号)
- ・知事が成果報告会を開催するときは、これに参加し、事業成果を報告してください。
- ・補助事業に係る経理関係書類は、補助事業が完了した年度の終了後5年間保存してください。
- ・補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付要綱に基づき適切に管理するとともに、一定の場合には処分には当たり県の承認が必要となります。

12 関係書類

応募に当たっては、次の書類を必ず確認してください。

- (1) 本募集要領
- (2) 令和8年度すご味・すごモノ販路開拓共創補助金交付要綱
- (3) 応募書類 参考様式

13 問い合わせ先

愛のくに えひめ営業本部 企画戦略グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL：089-912-2493
E-mail：ehime-sales@pref.ehime.lg.jp

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
連携体代表者名
代表者職氏名
担 当 者
連 絡 先

㊟

令和8年度すご味・すごモノ販路開拓共創補助金 事業提案書

標記補助金について、募集要領に基づき、下記のとおり事業提案書を提出します。

記

- 1 事業名
- 2 提案の概要
※提案事業の概要を簡潔に記載してください。
- 3 現状の課題
※すご味・すごモノ企業等が抱える課題、又は本事業により対応を図ろうとする課題を記載してください。
- 4 提案のポイント
※本事業の特徴、独自性、工夫した点等を記載してください。
- 5 期待される効果
※すご味・すごモノを始めとした県産品の販売拡大への効果等を記載してください。
- 6 対象分野
※該当する分野に○を付してください（複数可）。
 - (1)商品開発・テストマーケティング
 - (2)展示会・フェア等への出展
 - (3)販売促進活動（販路開拓、ブランディング等）
 - (4)各種認証等の取得（販路拡大のための規格・認証等の取得）
 - (5)課題解決・社会貢献（廃棄物、副産物の利活用等）
 - (6)前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める分野又は取組
 - (7)その他（ ）

参考様式2

令和8年度すご味・すごモノ販路開拓共創補助金 事業計画書

1 事業名

2 事業目的

※本事業により何をを目指すのか、すご味・すごモノ企業等にどのような効果をもたらすのかを記載してください。

3 事業内容

※実施する取組内容や取組の進め方を具体的に記載してください。

4 実施体制

※代表者及び構成員の役割分担を記載してください。

5 連携の内容

※多様な主体がどのように連携し、どのような相乗効果を見込むかを記載してください。

参考様式3

令和8年度すご味・すごモノ販路開拓共創補助金 収支計画書

1 収入の部

区分	金額(円)	備考
補助金		
自己負担金		
その他収入		
合計		

2 支出の部

経費区分	内容	総事業費 (税込・円)	補助対象経費 (税抜・円)	補助対象外 経費(円)	うち消費税 及び地方消 費税相当額 (円)	備考
広報・啓発費						
委託・外注費						
専門家経費						
旅費・交通費						
使用料及び 賃借料						
データ購入・ ソフトウェア 導入費						
安全対策費						
消耗品費						
備品費						
その他						
合計						

3 補助対象経費
金 円

4 補助金希望額
金 円

(注)

- 1 総事業費は、消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
- 3 補助対象外経費には、消費税及び地方消費税相当額のほか、補助対象とならない経費を含むこと。
- 4 補助金希望額は、補助対象経費に補助率を乗じた額の範囲内で記載すること。
- 5 補助対象経費は、採択後に県が別途定める実施要領に基づき、最終的に定まるものであること。
- 6 必要に応じて、補助対象外経費の内容が分かる資料を添付すること。

参考様式4

令和8年度すご味・すごモノ販路開拓共創補助金 連携体構成員一覧

1 連携体の概要

- (1) 連携体代表者名
- (2) 代表者職氏名
- (3) 事業名

2 連携体構成員一覧

区分	名称	所在地	代表者 職氏名	県内企業 該当	主な役割	E:N BASE 登録状況	担当者 ・連絡先
代表者				有・無		有・無	
構成員				有・無		有・無	
構成員				有・無		有・無	
構成員				有・無		有・無	
構成員				有・無		有・無	

3 連携体の役割分担の概要

※各構成員が本事業において担う役割を体制図等で簡潔に記載してください。

(注)

- 1 代表者は愛媛県内に主たる事業所・製造拠点を有し、県産品を製造又は販売する事業者であること。
- 2 代表者を含む連携体の構成員は、補助金の交付決定までに、法人格を有する事業者にあつては、官民共創拠点「E:N BASE」における共創パートナーとして、法人格を有しない事業者にあつては、同拠点「E:N BASE」における会員として登録を受けること。